

1. 表彰候補者の推薦基準

(1) 優良組合

組合の組織及び運営が特に優良と認められ、他の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- ① 成立後10年以上を経過していること
- ② 共同事業等が活発に行われていること
- ③ 組合員が組合の事業を十分利用していること
- ④ 財務内容が堅実であること
- ⑤ 事務が適切に処理されていること
- ⑥ 当該業界の改善発展に貢献していること

(2) 優良組合青年部

活発な青年部活動により、組合活性化又は本会事業遂行に貢献し、他の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- ① 結成後、5年以上を経過していること
- ② 組織運営が適正・良好であること
- ③ 青年部部員が積極的に参画していること

(3) 組合功労者

組合制度の普及と組合の育成強化に尽し、その功績顕著と認められ、他の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- ① 組合又は本会の役員（理事又は監事）として10年以上組合運営又は組合運動の経歴を有する者であること
- ② 組合の向上発展に貢献した功績が顕著であり、組合員の信頼が厚く、人格、識見ともに卓越していること

(4) 優良事務局専従者

組合又は本会の業務に永年携わり、他の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- ① 役員又は職員としての期間が10年以上の者であること
- ② 責任感旺盛で、勤務態度、成績、人格ともに他の模範であること

2. 推 薦 手 続

- (1) 貴組合において、1の推薦基準に合致する者を表彰候補者として推薦して下さい。ご入力いただいた各組合名、組合青年部名及び氏名が表彰状に記載されますので、誤字の無いようご留意下さい。
- (2) 受けようとする表彰の種類に応じて、下記URLまたはQRコードから入力をお願いいたします。（7月11日（金）まで）

① 優良組合推薦書

・ URL : <https://business.form-mailer.jp/fms/656ef90e286524>

・ QRコード



② 優良組合青年部推薦書

・ URL : <https://business.form-mailer.jp/fms/b3a3105e286617>

・ QRコード



③ 組合功労者推薦書

・ URL : <https://business.form-mailer.jp/fms/5e4a6667289068>

・ QRコード



④ 優良事務局専従者推薦書

・ URL : <https://business.form-mailer.jp/fms/0be61bda289058>

・ QRコード



※前頁①～④のリンクにつきまして、当会HP（下記URL）にも掲載しております。

<https://www.chuokai-niigata.or.jp/chuokai-yoshiki/>

なお、優良組合青年部については、回答フォームに下記のイ、ロの書類を添付して下さい。

イ、青年部規約又はこれに準ずるもの 1 部

ロ、青年部の直近の事業報告書及び決算関係書類 1 部

- (3) 1 組合で2人以上の組合功労者、優良事務局専従者を推薦される場合は、1 人入力後、再度フォームより入力をお願いいたします。その際表彰を受ける順番（序列）を確認するため、その数字を回答フォーム内「※複数推薦の場合の表彰順」に記入して下さい。

※複数人推薦しない場合、表彰順は「1」と入力して下さい。

3. 入力に係る留意点

- (1) 1 の推薦基準で、成立後の経過年数及び勤続年数等は記念式典開催日（令和7年11月28日）に所定の期間を経過していること。また、成立後の経過年数は、法律の規定により他の組合から組織変更又は移行したもののについては、その組合成立の日からの期間を通算することができます。
- (2) 優良組合の推薦基準中の「組合員が組合の事業を十分利用していること」については、すべての組合員に公平な事業利用の機会が与えられ、事業効果が全組合員に及んでいる事業及び員外利用が組合員の利用と競合していないことを前提としています。
- また、「財務内容が堅実であること」とあるのは、①直近3年間の決算において連続して当期純損失金額が生じていないこと。②剰余金処分は法令、定款に基づいて適正に処理されていること。（例えば、当期純利益金額が生じた際は定款の規定に従って法定利益準備金、特別積立金及び教育情報費用繰越金を積み立て、繰越している等）③直近の決算において剰余金処分又は損失処理後の正味資産（出資金、積立金、前年度繰越損益金額、当期純利益金額又は当期純損失金額の合計額）が出資額を下回っていないことです。
- (3) 優良組合青年部の推薦基準中「組織運営が適正・良好」とあるのは、組合員後継者や若手経営者等を部員とする組合組織であり、組合に貢献する事業を行ったり、幹部が親組合の役員として参画する等により、組合との一体性を持っていることを指します。
- (4) 組合功労者の推薦基準中「10年以上」とあるのは、通算して10年以上の現役役員は勿論のこと、現役役員ではないが前回表彰時の期間計算基準日

の翌日(令和3年3月6日)以降の退任者(脱退した元組合員の役員を含む。)、複数の組合の役員に就任した者で、組合又は本会の役員歴を持ち、その役員歴合算が10年以上ある者も含みます。

また、「功績が顕著」とあるのは、原則として組合又は本会の役付理事(理事長、副理事長、専務理事、常任理事、会計担当理事等)、専門部会長、専門委員長のほか、これらに準ずる職務を分掌する理事及び監事として積極的に業務遂行に当たるなど、貢献が著しいことを指します。

- (5) 優良事務局専従者の推薦基準中「10年以上」とあるのは、組合又は本会の専従期間が通算して10年以上の役員及び職員(役員及び職員の退職者を含む。)です。なお、この間、職員から役員となり、職員歴、役員歴を通算して10年以上の勤続となるものは、優良事務局専従者に該当します。
- (6) 専従役員の推薦については、①組合功労者、②優良事務局専従者の2つの方法があります。
- (7) 本会の記念式典で既に同種類の表彰を受けている者は、対象となりません(組合主催の記念式典等での本会会長表彰受彰者については、対象となります。)。ただし、他の組合へ転任後に1の推薦基準に該当する者は、対象となります。
- (8) 将来上位表彰(関東経済産業局長、新潟県知事、全国中央会会長表彰等)を希望される場合は、それ以前に原則として、中央会記念式典での本会会長表彰を受彰されていることが必要です。

以上

お問い合わせ先

新潟県中小企業団体中央会 商業振興課 斎藤、渡邊

〒951-8131

新潟市中央区白山浦一丁目636番地30 (新潟県中小企業会館2階)

TEL 025-267-1100

FAX 025-267-1386

メール hyousho@chuokai-niigata.or.jp

以上